

報 道 資 料

平成 16 年 10 月 8 日
 担当 市町村課財政 G
 内線 2263 2261

平成 15 年度市町村普通会計決算見込（財政指標）

先般発表した市町村普通会計決算（見込み）について、主要な財政指標等についてまとめましたので発表します。

1. 経常収支比率 93.1% （対前年度比 0.2 ポイント上昇）

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、8 年連続上昇し、過去最大の 93.1% となった。

これは、分子である経常経費が増加したためである。その内訳としては、人件費は大きく減少しているものの、扶助費、公債費が増加している。

なお、従来は分母である経常一般財源等が上昇傾向にあったが、近年、景気低迷による地方税の減少や地方交付税の抑制等により横ばいまたは減少となっており、財政硬直化の要因となっている。

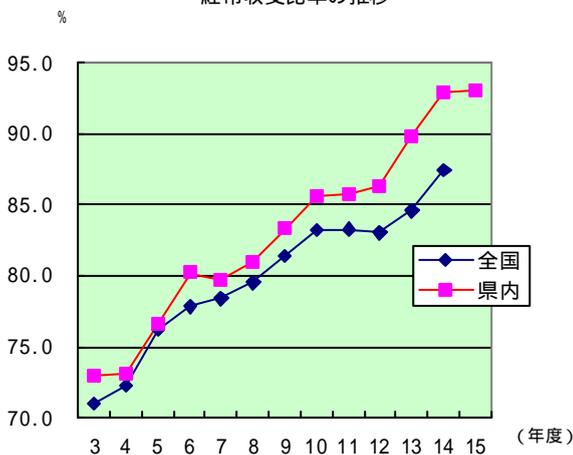
(%)

	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H14-15 増減
県内市町村	72.9	73.1	76.6	80.2	79.7	81.0	83.3	85.6	85.8	86.3	89.8	92.9	93.1	0.2
うち人件費	30.8	30.7	31.8	33.1	32.5	32.7	32.9	33.2	32.4	31.8	32.5	33.0	32.1	0.9
うち扶助費	1.9	1.8	2.2	2.4	2.5	2.5	2.6	2.8	2.8	2.1	2.4	2.5	2.9	0.4
うち公債費	17.6	17.0	17.5	18.3	18.4	18.9	20.0	21.5	21.5	23.0	24.1	25.7	26.3	0.6
全国市町村	71.0	72.3	76.2	81.2	81.5	83.0	83.5	85.3	83.9	83.6	84.6	87.4	-	-

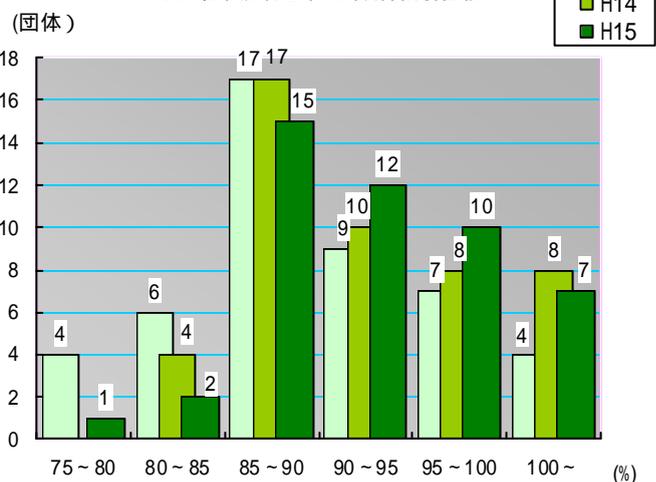
経常一般財源	100	87	106	108	113	117	118	120	123	126	124	123	124
--------	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

H3 を 100 とした場合の指数

経常収支比率の推移



経常収支比率の段階別推移



本県は、全国と比べ高い水準で推移している。県内平均は 93.1% であるが、半数以上の団体が 90% を超えており、財政の硬直化が一段と進んでいることを示している。

近年、財政構造の硬直化を打開するため、普通建設事業費や地方債発行の抑制、人件費の削減等の行財政改革に鋭意取り組まれているが、結果として経常収支比率の改善には至っていない状況である。なお、平成 16 年度は、地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減が行われたところであり、経常収支比率の更なる悪化が懸念される。

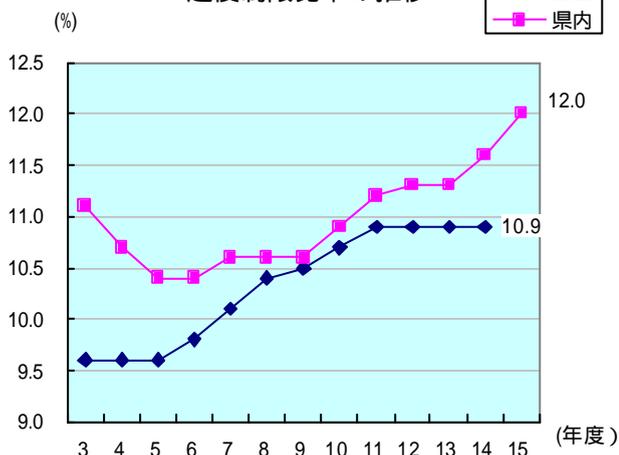
2. 起債制限比率 12.0% (対前年度比 0.4ポイント上昇)

各団体の標準的な財政規模に占める公債費の割合を示す起債制限比率は、2年連続悪化し12.0%となった。これは、市町村の標準財政規模が縮小する一方(313,049百万円・292,916百万円・6.4%)で、元利償還金が累増(77,833百万円・80,597百万円・3.6%増)しているためである。起債制限比率は、20%を超えると地方債の許可に制限がかかるというものであり、本県では、15%を超える団体が9団体存在しており、今後の公債費の上昇に注視していく必要がある。

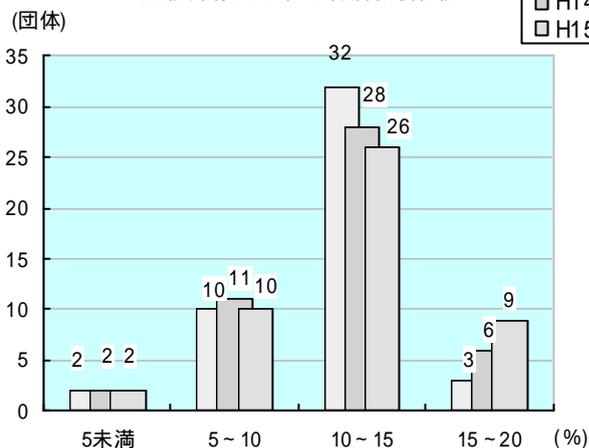
(%)

	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
県内市町村	11.1	10.7	10.4	10.4	10.6	10.6	10.6	10.9	11.2	11.3	11.3	11.6	12.0
全国市町村	9.6	9.6	9.6	9.8	10.1	10.4	10.5	10.7	10.9	10.9	10.9	10.9	-

起債制限比率の推移



起債制限比率の段階別推移



3. 地方債残高 **7,555 億円**

(対前年度比 2.7%増)

4. 積立金残高 **1,137 億 19 百万円**

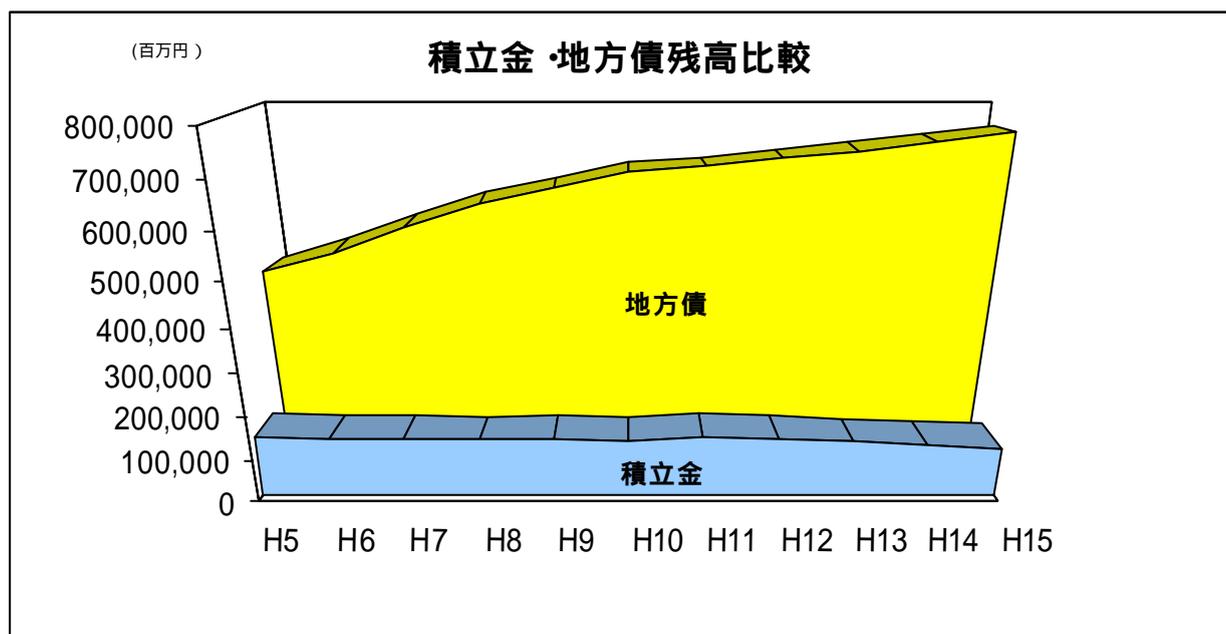
(対前年度比 7.9%)

地方債残高は前年に比べ 2.7%増の 7,555 億円、積立金残高は 4 年連続減少し、前年に比べ 7.9%の 1,137 億円となった。

借金 < 地方債残高 > が増加するとともに、貯金 < 積立金残高 > が減少し借金が貯金の約 7 倍となっている。住民一人当たり (平成 15 年 3 月 31 日現在住基人口) では、積立金残高が 7 万 9 千円なのに対し、地方債残高は 52 万 4 千円となる。

(百万円)

	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
積立金	141,539	138,358	136,784	134,558	136,835	132,516	142,576	135,776	129,463	123,474	113,719
地方債	453,946	500,047	555,327	606,256	638,266	675,430	684,756	704,655	718,660	735,459	755,500



5. 将来にわたる財政負担 6,744 億 64 百万円 (対前年度比 5.1%増)

地方債残高と債務負担行為の額から積立金残高を控除した、将来にわたる財政負担は、6,745 億となった。 地方税、地方特例交付金、地方交付税（臨時財政対策債含み）の合計額と比較すると、15年度末で2倍となっている。今後も地方交付税・臨時財政対策債等の削減が進めば、一層「将来にわたる財政負担」が増加することが懸念される。

(百万円、%)

	地方債現在高 (A)	債務負担行為翌年度 以降支出予定額(B)	積立金現在高 (C)	(A)+(B)-(C) (D)	税 + 特例交付金 交付税（臨時債含み） (E)	D / E × 100
平成 15 年度	755,500	32,683	113,719	674,464	332,214	203
増減率	2.7	8.9	7.9	5.1	2.8	
平成 14 年度	735,459	30,015	123,474	642,000	333,160	193
平成 13 年度	718,660	42,190	129,463	631,387	328,886	192

6. まとめ

市町村財政の健全性を示す指標については次の通り。

経常収支比率 は、0.2ポイント上昇し、93.1% (8年連続上昇・過去最大)
起債制限比率 は、0.4ポイント上昇し、12.0% (2年連続上昇)
地方債残高 は、2.7%上昇し、7,555 億円 (過去最大)
積立金残高 は、7.9% 減少し、1,137 億 19 百万円 (4年連続減少)
将来にわたる財政負担 は、5.1%上昇し、6,744 億 64 百万円 (過去最大)

平成 15 年度の市町村財政の健全性を示す指標は、軒並み悪化している。借金 < 地方債残高 > は増加し、貯金 < 積立金残高 > は減少、また、財政構造の弾力性（余力）もかなり失われ、財政の硬直化が深刻さを増し、非常に厳しい財政運営を強いられている。

< 起債制限比率 > も上昇しており、今後地方債の発行が制限される団体が出るおそれがある。

特に、今後も平成 16 年度のような大幅な地方交付税・臨時財政対策債の削減がなされれば、多数の市町村が歳入不足に陥り、その補填策としてさらに大幅な基金の取り崩しや地方債の発行を余儀なくされ、将来的な財政負担は益々増加することとなる。

市町村においては、合併による行財政基盤の合理化も視野に入れ、徹底した歳出の抑制等の行財政改革を行うことが急務であるとともに、国に対しては、現在議論されている三位一体改革において、こうした市町村の行財政改革の努力が今年度のような地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減等により無に帰すことのないよう求めていかなければならない。

三位一体改革の動向によっては、行革努力にもかかわらず、基金が枯渇し、予算編成も不可能となるなど、財政運営ができないといった事態も懸念される。

[用語説明]

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標であり算式は以下のとおり。

$$\text{経常収支比率（％）} = \text{経常経費充当一般財源} \div \text{経常一般財源総額} \times 100$$

歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、人件費、扶助費、公債費等の縮減することが困難な義務的性格の経常的経費に、市町村税、地方交付税を中心とする経常的に収入される一般財源がどの程度の割合で充当されているかを示す指標である。比率が低いほど経常的経費に充当した後の経常一般財源の残額が大きいということになり、建設事業等の臨時的財政需要に対して余裕を持つことができ、財政構造に弾力性があるといえる。

なお、本報道資料には、平成13～15年度の比率については減税補てん債及び臨時財政対策債（ ）の発行額を、平成10年度～平成12年度の比率については減税補てん債の発行額を、平成9年度については臨時税収補てん債の発行額を、平成2・3年については普通交付税の基準財政需要額において算入された財源対策債償還基金費相当額を、平成4年度については臨時財政特例債償還基金費相当額を、経常一般財源に加えた場合の比率を掲載している

臨時財政対策債

地方財源の不足分を補てんするために発行される地方債。これまで地方財源の不足分は、国の交付税特別会計借入金により措置してきたものを、平成13年度以降、国・地方が折半して補てんすることとなり、その地方負担分について、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てんする措置が講じられた。（元利償還金については、全額、後年度の普通交付税へ算入）

起債制限比率

当該団体の標準的な一般財源に対する地方債元利償還金の割合（普通交付税の公債費措置分及び普通交付税の算定で事業費補正により基準財政需要額に算入された額を除く）を示す指標である（3ヶ年平均）。公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に欠ける経費であり、起債制限比率が高いと投資的経費に充当できる一般財源の余地が少なくなるといえる。

算式は次のとおりである。

$$\text{起債制限比率（％）} = \text{A} - (\text{B} + \text{C} + \text{D}) + \text{G} \div \text{E} + \text{F} - (\text{C} + \text{D}) \times 100$$

A：当該年度の普通会計に係る元利償還金（繰上償還分を除く。）

B：元利償還金に充てられた特定財源

C：普通交付税の算定において、辺地債、過疎債、地域改善対策特定事業債等、その償還額が基準財政需要額に算入された公債費

D：普通交付税の算定において、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

E：標準財政規模（地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの） = 標準税収入額等 + 普通交付税額

F：臨時財政対策債発行可能額

G：PFI事業における債務負担行為（平成12年度以降の設定分）に係る支出のうち、一般財源等の額（施設整備費、用地取得費に限る。）および5省協定・負担金等における債務負担行為（平成14年度以降の設定分）に係る支出のうち一般財源等の額

平成15年度決算より、算式の子に「G」の下線部が追加されている。